

福井県公害防止条例に基づく特定施設

(福井県公害防止条例施行規則別表第三)

三 悪臭に係る特定施設

1 牛、豚（生後 2 月未満のものを除く。）または鶏（生後 30 日未満のものを除く。）の飼養場（牛にあっては 10 頭以上、豚にあっては 50 頭以上（繁殖豚にあっては 5 頭以上、鶏にあっては 1,000 羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であって次に掲げるもの (一) 飼養施設 (二) 飼料調理施設（加熱して調理するものに限る。） (三) ふん尿処理施設
2 けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であって次に掲げるもの (一) 乾燥施設 (二) 焼却施設
3 死亡獣畜取扱場において用いる施設であって次に掲げるもの (一) 解体室 (二) 汚物処理施設 (三) 焼却炉
4 化製場（魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であって次に掲げるもの (一) 原料処理施設（原料貯蔵室及び化製室を含む。） (二) 煮熟施設 (三) 圧搾施設 (四) 汚物処理施設 (五) 乾燥施設